

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材
活動支援事業に係る企画競争応募要領

1 総則

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業（以下「事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 事業内容

事業の内容は、別添「企画作成のための仕様書」のとおりとする。

3 事業の実施期間及び委託費の限度額

事業の実施期間及び委託費の限度額は、別添「企画作成のための仕様書」のとおりとする。

4 応募資格

応募資格は、「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームのプロデューサー又はプロデューサーの推薦を受けた者を事業実施責任者（プロジェクトリーダー）としたプロジェクトチームとする。

プロジェクトチームは、次の（１）～（６）の全ての要件を満たす者とする。

なお、プロジェクトチームが単独で対象事業を行えない場合には、適正な委託事業を遂行できる共同事業体（対象事業を共同して行うことを目的として複数の事業実施責任者等により構成される組織をいう。）として参加することができる。

その場合、企画書等の提出時までに共同事業体を構成し、事業実施責任者（プロジェクトリーダー）を決め、他の者は構成員として参加するものとする。

なお、共同事業体についても、（１）～（６）の条件を満たす必要がある。

さらに、共同事業体として企画競争に参加する場合は、契約までに共同事業体の結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し締結すること。また、協定書の作成に当たっては、業務分担及びその考え方並びに実施体制についても、明確に記載すること。

※共同事業体については、参考資料「共同事業体について」を参照のこと。

「知」の集積と活用の際の研究開発プラットフォームのプロデューサー以外が事業実施責任者（プロジェクトリーダー）となる場合は、所属若しくは連携する研究開発プラットフォームのプロデューサーからの推薦を受けた者であること。共同事業体の事業実施責任者（プロジェクトリーダー）の場合も同様とする。

- （１）平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。（競争参加資格のない者は、企画書提出までに競争参加資格の申請を行い、9月3日（金）までに競争参加資格を取得すること。）
- （２）農林水産本省物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （３）法人格を有する代表機関が選定されていること。代表機関には経理事務を行う能力があること。
- （４）意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした規約が定められて

いること。ただし、プロデューサー等が所属する研究開発プラットフォームの管理運営機関等が代表機関となる場合は、該当研究開発プラットフォームの規約に代えることができる。）

- (5) (4) の規約において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (6) プロジェクトチーム、共同事業体の構成員は全員が、「知」の集積と活用の場の産学官連携協議会の会員であること。

なお、「知」の集積と活用の場の産学官連携協議会の入会申込みについては、「知」の集積と活用の場の産学官連携協議会事務局（委託先：アズ・ワールドコム ジャパン（株）、電話 03-5575-3228）へ問い合わせること。

5 公募説明会の開催

(1) 日 時：令和3年7月29日（木）10：30～

(2) 場 所：オンライン開催

事前に参加申し込みを受け付け、会議の URL を送付する。

なお、応募に際して説明会への参加は必須ではない。

6 提出書類

(1) 「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業に係る企画書（別紙様式）

(2) 経費内訳書

令和3年度の事業を実施するために必要な経費のすべての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書を提出すること。

なお、共同事業体の場合は、構成員毎の内訳書を提出すること。

内訳書の作成に当たっては、各経費の単価・員数を明示して、全ての経費について積算の根拠がわかるようにすること。

(3) プロジェクトチーム及び事業実施責任者（プロジェクトリーダー）の概要がわかる資料

① プロジェクトチームの規約（事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が所属する研究開発プラットフォームの管理運営機関等が代表機関となる場合は、該当研究開発プラットフォームの規約に代えることができる。）

② 代表機関の概要がわかる資料

③ 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が研究開発プラットフォームに所属する場合、所属する研究開発プラットフォームの概要がわかる資料

④ 事業実施責任者（プロジェクトリーダー）が「知」の集積と活用の場の研究開発プラットフォームのプロデューサー以外の場合、所属または連携する研究開発プラットフォームのプロデューサーからの推薦状。共同事業体の場合も同様とする。

(4) 競争参加資格の資格審査結果通知書の写し

申請中の場合は申請したことがわかる書類を提出するとともに、9月3日（金）までに競争参加資格を取得し、写しを提出すること。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定（えるぼし認定企業、プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業、プラチナくるみん認定企業）及び青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定）を受けて

いる者である場合は、基準適合認定通知書等の写しなど認定状況のわかる資料を提出すること。

また、女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が 300 人以下）であって、行動計画（計画期間が満了していない）を策定し且つ当該計画が労働時間等の働き方に係る基準を満たしている場合は、当該行動計画の写しなどの策定状況がわかる資料を提出すること。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限：令和 3 年 8 月 25 日（水）12 時まで

(2) 企画書等の提出場所及び契約条項等に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台 2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

総務課用度係 電話 029-838-7217

(3) 企画書等の作成に関する問い合わせ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台 2-1-9

農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

コーディネーション推進課

担当者 渡部桂子 電話 029-838-7229

(4) 提出部数

・企画書 3 部

・経費内訳書 3 部

・プロジェクトチーム及び事業実施責任者（プロジェクトリーダー）の概要がわかる資料 3 部

・競争参加資格の資格審査結果通知書の写し 1 部

・えるぼし・プラチナえるぼし認定、くるみん・プラチナくるみん認定、ユースエール認定の基準適合認定通知書の写し（認定を受けている場合） 1 部

・上記の提出書類を収録した電磁的記録媒体（CD 又は DVD） 1 部

※納入する電磁的記録媒体は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックに関する情報（ウイルス対策ソフト名、定義ファイルのバージョン、チェック年月日等）を記載したラベルを添付して提出すること。

(5) 提出に当たっての注意事項

① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の 9 時から 17 時までとする。

提出期限である 8 月 25 日（水）は 9 時から 12 時までとする。

② 郵送等による提出は認めるが、提出期限までに農林水産省農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター総務課用度係に到着しなかった場合は無効とする。

③ 提出された書類はその事由のいかんにかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

④ 提出された企画書等は、非公開とする。

⑤ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とする。

8 審査の実施

(1) 「「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業の企画審査について」（別紙）に基づき、提案について書面による審査によりポイント付けを行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め予算の範囲内で契約候補者を選定する。

審査委員会による指摘等があった場合には、指摘等を反映した申請書類を提出させることがある。なお、この場合にあっても、ポイントの変更は行わないものとする。

- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。
- (3) 実施期間、令和3年度の限度額は次のとおりである。
 - ・実施期間：令和3年度
 - ・令和3年度の限度額：8,000千円/件

9 契約の締結等

支出負担行為担当官農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長は、契約候補者から提出された企画書の金額が、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結又は変更する。

ただし、事業の進捗状況などにより、事業の目的を達成することが著しく困難であると判断した場合等には、年度途中でも事業を変更又は中止することができる。

10 その他

- (1) 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 企画書等は、提出者に無断で使用しない。